

県教育委員会職員の公務災害等の取扱いについて

1 災害補償に関する制度

- ① 地方公務員災害補償法【地公災法】
- ② 労働者災害補償保険法【労災補償法】
- ③ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律及び条例【学校医等補償条例】
- ④ 船員保険法【船員保険法】
- ⑤ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例【県条例】

2 適用範囲

法令等	勤務場所	事務局	県立学校	小中学校 (県費負担職員)	備 考
① 地方公務員災害補償法		●正規職員 ●臨時的任用職員 ●会計年度任用職員のうち【フルタイム以上勤務が月18日以上、連続12月超え】の者	●正規職員 ●臨時的任用職員 ●会計年度任用職員のうち【フルタイム以上勤務が月18日以上、連続12月超え】の者 ●地方公務員育休法、女子教職員出産補助法における臨時的任用のうち「常時勤務に服することを要する地方公務員」の代替職員	●正規職員 ●臨時的任用職員 ●会計年度任用職員のうち【フルタイム以上勤務が月18日以上、連続12月超え】の者 ●地方公務員育休法、女子教職員出産補助法における臨時的任用のうち「常時勤務に服することを要する地方公務員」の代替職員	※「常勤職員」に適用 ※給料表適用 ※正規職員(船員以外)には再任用職員を含む
② 労働者災害補償保険法			○船員(再任用、非常勤特別職を含む) ○会計年度任用職員及び非常勤職員のうち右備考(1)～(3)のいずれかに該当する者	○会計年度任用職員及び非常勤職員のうち右備考(1)～(3)のいずれかに該当する者	※「現業事業」に使用される「非常勤職員」に適用 ※「本庁、教育委員会等」＝「非現業事業」 ※現業／非現業の判断は事業単位で行う(≠労働者個人の業務) ※所定労働時間が(1)～(3)のいずれかに該当する場合は労災適用 (1)常勤職員より短時間 (2)月18日未満 (3)月18日以上、連続12月以下 ※H22.1.1保険統合により船員の療養補償等開始(船員独自及び労災上乗せ部分は船員保険から給付)
③ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償法に関する法律及び条例			●学校医 ●学校歯科医 ●学校薬剤師	●学校医 ●学校歯科医 ●学校薬剤師	
④ 船員保険法			○船員(再任用、非常勤特別職を含む)		※船員＝船員法 § 1 ※船員独自給付及び労災上乗せ給付部分
⑤ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例		①～④適用外の者	①～④適用外の者	①～④適用外の者	※「非現業事業」に使用される「非常勤職員」に適用 ※「本庁、教育委員会等」＝「非現業事業」

3 所管部署

- 福利厚生課
 - 勤務場所の事業主
- ①地公災法、 ③学校医等補償条例、 ⑤県条例
 ②労災補償法(労基署)、 ④船員保険法(社会保険事務所)